

臨時認知機能検査について

特定の交通違反/事故を起こした75歳以上の運転者の方が対象です

実施場所・実施曜日

運転免許
センター

火曜日

金曜日

小山
警察署

火曜日
(隔週)

那須塩原
警察署

火曜日
(隔週)

※希望の日時・場所で予約が取れない場合があります
※予約・お問合せ等は運転免許センターにご連絡ください

検査内容

更新時の認知機能検査と同様の検査を行います

注意事項

- ① 通知が届いてから**1ヶ月以内**に受検
「臨時認知機能検査通知書」が届いてから1ヶ月以内に受検しない場合は、行政処分の対象となる場合があります
※入院中などのやむを得ない理由がある場合を除く
- ② 通知が届いたら**すぐに予約**
運転免許センターに電話してください

認知機能が低下した場合に行われやすい一定の違反行為(18項目)

【道路交通法施行令第37条の6の3】

番号	道交法条文	違反行為
1	第7条	信号無視違反
2	第8条	通行禁止違反
3	第17条	通行区分違反
4	第25条の2	横断等禁止違反
5	第26条の2	進路変更禁止違反
6	第33条	しゃ断踏切立入り等違反
7	第34条	交差点右左折等方法違反
8	第35条	指定通行区分違反
9	第35条の2	環状交差点左折等方法違反
10	第36条	優先道路通行車妨害違反
11	第37条	交差点優先車妨害違反
12	第37条の2	環状交差点通行車妨害等違反
13	第38条	横断歩道等における横断歩行者等妨害違反
14	第38条の2	横断歩道のない交差点における歩行者妨害違反
15	第42条	徐行場所違反
16	第43条	指定場所一時不停止等違反
17	第53条	合図不履行違反
18	第70条	安全運転義務違反

75歳以上の高齢運転者が対象です

